



Vol.130

トクちゃん新聞

7月号

お客様限定
繁盛セミナー
ご参加ください!

平成30年7月9日 発行

徳野会計事務所

〒530-0054
大阪市北区南森町1-4-19
サウスホレストビル9階
tel: 06-6809-2205
fax: 06-6809-2206
URL: <https://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com



◆ 繁盛セミナーのお誘い

徳野



NLPトレーナーの安達美由紀様に「繁盛セミナー」にてお話をいただきました。今回で4回目、毎回テーマは違いますが、社員が期待通りに動かないのは、結局「社長のやり方に改善余地がある」という現実を突きつけられます。参加されてる社長の皆さんは、普段からいろんな工夫をしていらっしゃる方々ばかり。「結構がんばってんねんけどな」という思いがある一方で、「確かにこっちが工夫する余地はあるか」と思われるようです。実際、私も毎回そんな気付きをいただいています。弊社お客様限定で開催しております「繁盛セミナー」ですが、**次回は9月11日「人が辞めない組織に必要なこと」**をテーマに開催予定です。勉強会の後は、**懇親会も予定**しています。まだご参加いただいたことがない方も、次回9月11日の午後、ぜひご参加ください。

◆ 長期計画



先日、向こう16年の長期計画を考えてみました。といってもごくザックリとしたものですが、**16年後は私が65歳になる年**です。開業して今年15日で17年。65歳までと考えると**今年はほぼ折り返しの年**となります。平均年齢65歳程度の税理士業界にありまして、まだまだ若手と言われる部類ですが、まもなく49歳。確実に年齢を重ねており、その分、**しみも重みも出していきたくところ**ですが、**ご提供するサービスはフレッシュであることを心がけます**。今後どうぞよろしくお願いいたします

◆ 消費税8%から10%へ 景気対策、減税は?

池田



2019年10月に予定する消費税増税が日本経済に深刻な影響を与えないよう、政府は万全の対策を講じる方針を決定しました。消費税率8%から10%への引き上げ時の家計の負担増は単純計算で5.6兆円。食料品などの税率を据え置き軽減税率や教育無償化などで、実質的な負担増は2兆~3兆円とみられ、政府はこれに匹敵する大規模な景気対策や減税を検討しております。**大型景気対策**に加え、住宅や自動車を増税後に購入しても家計への負担が大きくなるよう、**住宅ローン減税の拡充**や、**自動車を買う際にかかる新税の減税**も検討し、年末までに具体策を決める予定です。

◆ 消費税増税後の消費落ち込みへの対策案

- ・「消費税還元セール」の解禁
- ・住宅ローン減税の拡充
- ・自動車取得時の免税対象車種の拡充
- ・食料品などの税率を低くする軽減税率(導入決定)

今後の減税内容に注目です。



◆ 所得拡大促進税制の改正

北岡



平成30年4月1日以降開始事業年度(個人事業主は平成31年分)より、所得拡大促進税制の適用要件が改正されます。改正後の要件は、前期と当期に渡って在籍する従業員さんの**平均給与等支給額が前期から1.5%以上増加**。これだけです。この要件を満たすと**当期と前期の給与総額の差額の15%**が法人税額から控除されます(上限は法人税額の20%)。また、**平均給与等支給額が前期から2.5%以上増加し、教育訓練費(セミナー参加費等)が対前期比10%以上増加した場合**もしくは**経営力向上計画の認定を受け、経営力向上がなされている場合は、当期と前期の給与総額の差額の25%**が法人税額から控除されます(上限は法人税額の20%)。

賃上げのご予定のある会社様には上乗せ適用の準備として**経営力向上計画の提出**をおすすめいたします。計画の申請は弊社がお手伝いいたしますのでお申し付けくださいませ。

(注:上記要件は中小企業限定です。)



◆ 税務スケジュール(7月)

7月10日(火)

- ・ 6月分 源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- ・ 1～6月分 納期の特例分の源泉所得税の納付
- ・ 労働保険の年度更新と第1期分の納付
- ・ 社会保険 算定基礎届の提出

7月17日(火)

- ・ 所得税の予定納税額の減額申請



7月31日(火)

- ・ 5月決算法人 法人税・消費税の確定申告
- ・ 11月決算法人 法人税・消費税の予定申告・納税
- ・ 8月・2月決算法人 消費税の3ヵ月ごとの中間申告
- ・ 6月分 社会保険料の納付
- ・ 第1期分 所得税の予定納税額の納付
- ・ 第2期分 固定資産税・都市計画税の納付(大阪市)

※固定資産税・都市計画税の納付期限は地域により異なります。

曹



◆ Excel表の小技

今回は、最近知って便利だなと思ったExcelの操作方法をご紹介します。

● 同じExcelの中のシートを見比べながら作業したいとき

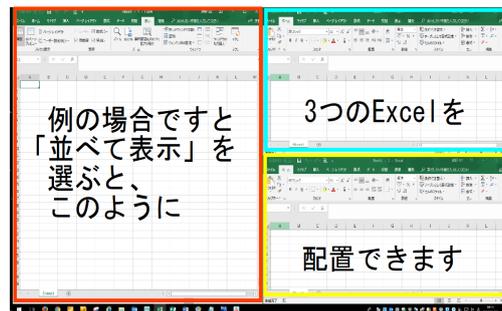
Excelの上部、「表示」の中の『新しいウインドウを開く』を、追加表示したいシート分押してください。

例えば、3シートを比較したい場合はあと2つ追加したいので2回押します。すると同じExcelが新しく2つ開きます。

次は、『新しいウインドウを開く』の隣にある『整列』ボタンを押します。すると、「並べて表示」「上下に並べて表示」「左右に並べて表示」「重ねて表示」という選択肢が表示されます。

どれが見やすいかは整列ボタンを押して比較してみてください。

私は「左右に並べて表示」をよく使って作業しています！



信貴



◆ 住民税の納期の特例

関西二府四県では住民税の特別徴収義務化が**30年度より徹底**されました。

義務とはいっても毎月の納付が面倒...。とお思いではないでしょうか？源泉所得税と同じように、住民税にも納期の特例があります。

給与支払いを受ける従業員等が**常時10人未満**の特別徴収義務者(給与支払者)に限り、申請書を提出し、承認を受けた場合には納期を年2回とすることができます。

(6月～11月分...12月10日納付期限、12月～5月分...6月10日納付期限)

※源泉所得税の納期の特例とは納付期限が異なりますのでご注意ください。

また、承認を受けた月の翌月納付分より特例の適用が可能です。

(7/10承認の場合、7月分(8/10納付分)までは普通徴収、8-11月分が特別徴収となります。)

事務手続きを簡素化することで**効率化**できますし、事務処理の**ミス防止**にもつながります。対象となる場合は、ぜひご検討ください。

ご不明な点などありましたら弊社までお問合せ下さい。

小笠原



◆ スタッフより

北岡



小学2年生の息子は、旺文社発行の“学校では教えてくれない大切なこと”シリーズにはまっています。

テーマは「整理整頓」であったり「友だち関係」であったり様々です。親がいくら片付けなさいと叱っても散らかしっぱなしだったので、このシリーズの「整理整頓」を読んだあとは整理整頓をするようになりました。(といっても自分の部屋だけですが...)

親に口うるさく言われるよりも、自分で学んだこのほうが効果があるんだと改めて実感しました。これからいい本に出会ってほしいものです。



◆ クイズ

徳野久美



株式会社A様は 6月10日が賞与支給日です。

6月29日退職の社員は、賞与から社会保険料の控除が必要でしょうか？

- ①控除必要 ②控除不要

答え ②控除不要です！

資格喪失日は退職日の翌日です。「資格喪失月の前月」までに支払われた賞与が保険料徴収の対象となります。



退職日	資格喪失日	保険料控除対象
6月29日	6月30日	×
6月30日	7月1日	○